

行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

	所管課名	危機管理防災課	整理番号	1-3
処分の種類	物資の保管命令、物資の収用等			
根拠法令条例等・条項	災害救助法第9条			
処分の概要	知事は、救助を行うため特に必要があると認めるとき、又は内閣総理大臣からの他の都道府県知事に対する応援の指示を実施するために必要があると認めるときは、病院、診療所、旅館等の施設を管理し、土地、家屋、物資を使用し、特定業者に対し保管を命じ、又は物資を収用することができる。			
処分基準 (未設定の場合 はその理由)	<p>未設定 (災害は個々に態様が異なること、また、過去に処分実績がないため、あらかじめ処分基準を設定することは困難)</p> <p>【参考】 災害救助法第9条 都道府県知事は、救助を行うため、特に必要があると認めるとき、又は第十四条の規定に基づく内閣総理大臣の指示を実施するため、必要があると認めるときは、病院、診療所、旅館その他政令で定める施設を管理し、土地、家屋若しくは物資を使用し、物資の生産、集荷、販売、配給、保管若しくは輸送を業とする者に対して、その取り扱う物資の保管を命じ、又は物資を収用することができる。</p>			
基準の制定根拠	—			